

越 監 公 表 第 2 4 号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から令和3年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和4年（2022年）3月28日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 小 林 豊代子

越谷市監査委員 細 川 威

令和3年度越谷市包括外部監査報告書（概要版）

越谷市包括外部監査人 藤原拓也

1. 選定した特定の事件

補助金の交付等に関する事務の執行について

2. 事件を選定した理由（要旨）

補助金等の交付に関する事務は、地方自治法に基づいて特定の事務事業に対し、公益上の必要から、金銭的給付を行うものである。越谷市の令和3年度一般会計当初予算は103,200,000千円であり、このうち補助費等は10,405,693千円と、歳出全体の10%程度を占めている。また、同予算のうちの人件費・扶助費・公債費の義務的経費を除いた場合、その割合は、23%程度となり、市の財政に占める重要性は高い。

また、補助金等は、政策的な経費として、市の行政目的達成のための一つの手段として支出されることが期待される。特に、市単独事業としての補助金等の交付は、その目的・金額・交付先等について市の裁量が大きく、適切な執行が求められている。

市の財政状態は厳しく、人口減少社会のなかで、市の予算が限られている状況において、補助金等の交付について、「合規性」、「経済性、効率性、有効性」、「公平性」、「適切な事業評価」4つの視点から検証を行うことは有意義であると考えられることから、補助金等の交付に関する事務の執行を監査対象として選定した。

3. 報告書の構成

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由
4. 対象とする補助金等
5. 監査の着眼点
6. 主な監査手続
7. 監査の対象部署
8. 監査の対象期間
9. 監査実施期間
10. 包括外部監査人及び補助者
11. 利害関係

第2 越谷市の補助金等の概要

1. 地方自治体の補助金等について
2. 越谷市における補助金等について
3. 越谷市の補助費等の状況
4. 所管部課別の補助金等の推移
5. 補助金の交付手続き
6. 補助金等の見直し
7. 補助金等の評価体制
8. 無償の役務提供
9. 監査対象とした補助金等

第3 監査の結果（総論）

1. 定義
2. 総論
3. 各論（所管部課別の指摘と意見の一覧表）

第4 監査の結果（各論）

4. 監査の結果

「指摘」と「意見」は以下のとおりである。

1. 定義

「指摘」とは、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものであり、地方公共団体が改善・是正に取り組むべきものである。「意見」とは、組織及び運営の合理化の観点から改善の検討を求めるものである。

2. 総論

複数の補助金等に共通する指摘と意見は、以下のとおりである。

（1）概算払いについて【意見1】

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等の交付時期は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。各補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付時期は、補助事業等が完了した後に交付することを原則とすべきである。

（2）補助事業の終了予定年度について【意見2】

補助金等は、事業計画に基づく事業目的の達成のために交付されるものである。社会環境の変化に対応して当該目的も変化するため、補助金等の必要性もそれに応じて変化すべきである。したがって、補助金等の既得権化を回避するため、当該事業計画の最終年度を補助

金等の終了予定年度とすべきである。

(3) 効果測定値の把握について【意見3】

補助金等の効果測定のために、補助事業の活動成果を表す数値を把握することが必要である。当該数値は、補助事業の成果を直接的に表す指標（自治会活動等）であることが望ましいが、そのような直接的な数値を測定することが困難な場合には、代替的な数値（自治会参加率）を測定すべきである。

(4) 補助金等の金額の硬直性について【意見4】

補助金等は、事業計画に基づく事業目的の達成のために交付されるものであるため、当該金額は、補助事業の計画や実績に応じて変動すべきものである。補助金等を有効に活用するためには、越谷市が裁量権を有する補助金等については、当該計画や実績に応じて補助金等の金額を変動させるべきである。

(5) 補助金等の性格について【意見5】

補助金等のなかには、特定の団体の運営資金として交付されるものがある。当該団体の必要性を慎重に検討したうえで、当該団体の必要性が認められる場合には、運営費としての取扱いを行うべきである。

(6) 事業仕入に係る消費税相当額報告書について【指摘1】

事業仕入に係る消費税相当額が発生する可能性のある補助金等に係る要綱には、補助金に係る消費税仕入控除税額に係る規定を追加すべきである。当該規定の実効性を確保するため、所管課は、当該補助事業者が課税事業者であるかどうかの確認を行い、当該補助事業者が課税事業者に該当する場合には、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出を義務付けることが必要である。

(7) 事務手続の合理化について【意見6】

交付件数の多い補助金等については、当補助金等の交付手続の適正化を前提としたうえで、業務の効率化を推進する観点から、当該交付手続に係る事務負担を軽減する方法を検討すべきである。

(8) 補助金等の金額の算定方法の見直しについて【意見7】

中核市への移行に伴い、埼玉県から越谷市に移管された事業に係る補助金等については、その算定方法の検証を行うことなく、従前の方法を採用している場合がある。当該事業の蓄積が行われていることから、上記のような補助金等については、その算定方法の検証を行うべきである。

(9) 所管課での補助事業の継続性についての見直しについて【意見 8】

所管課での補助事業の継続の必要性の見直しについては、補助金等の金額と効果測定値との関係を検証し、当該事業の中止あるいは継続の判定の後、当該事業の継続の必要性が認められた場合には、当該事業の規模の縮小あるいは拡大の検討もあわせて行うべきである。

(10) 無償の役務提供の見直しについて【意見 9】

越谷市所有の土地の無償貸付等の無償の役務提供は、経済的な効果としては金銭の交付と同様であるが、金銭の交付と異なり予算に計上されないため、予算統制の対象とならず長期間にわたり継続される危険性があるので、これらの取引についても定期的な見直しが必要である。

3. 各論

各補助金等に関連する指摘と意見は、以下のとおりである。

部	所管課名	補助金等名称	項目	指摘/意見	ページ	記載内容
市長公室	政策課	土地開発公社補助金	概算払いについて	意見10	47～48	越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。
市長公室	政策課	土地開発公社利子補給金				
市長公室	人権・男女共同参画推進課	越谷市自立支援団体助成金	効果測定の数値について	意見11	51	当補助金等の効果を測定するため、補助事業の活動指標となる具体的な数値が把握できる場合には、当該数値を把握すべきである。
市長公室	人権・男女共同参画推進課	越谷市自立支援団体助成金	事業仕入に係る消費税相当額報告書について	指摘2	51～52	当補助金等の補助事業者は消費税課税事業者であることから、当補助金等要綱第8条第3項の規定に従って、補助事業者は、助成金に係る消費税仕入控除税額等を減額して事業実施報告書を提出しなければならない。
総務部	安全衛生管理課	職員福利厚生事業補助金	概算払いについて	意見12	55～56	越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。
総務部	安全衛生管理課	職員福利厚生事業補助金	補助事業の必要性について	意見13	56～57	最終的に市職員に給付されることになる補助金等については、その補助事業の必要性（市職員のニーズ、社会通念上の適当性、他の公共自治体・民間企業とのバランス、他の手段の有無等）を慎重に検討すべきである。
市民協働部	市民活動支援課	越谷市国際交流協会補助金	補助対象経費の範囲外について	意見14	61～63	越谷市国際交流協会の歳入歳出決算（予算・実績）において、補助金等の金額が事業費の金額よりも大きくなっていることは、当補助金要綱第3条に抵触するおそれがある。そこで、補助金等の金額が、「事業に要する経費」（要綱2条）すなわち歳入歳出決算（予算・実績）上の事業費の範囲内となるように算定することが望まれる。
市民協働部	市民活動支援課	越谷市国際交流協会補助金	補助基準の超過について	意見15	63～64	「補助基準」によれば、補助金等が市単独補助で奨励的な事業費補助の場合、補助金等の金額は、補助対象経費に対して3/4以内が上限とされている。令和2年度越谷市国際交流協会補助金の予算及び実績は、同基準を超過しているため、当補助金等の算定方法を再考すべきである。

部	所管課名	補助金等名称	項目	指摘/意見	ページ	記載内容
市民協働部	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(単位自治会分)	小規模自治会の統合について	意見16	78～79	小規模の自治会は、収入が少なく、また、自治会活動の事務負担が大きくなる傾向があるため、自治会の設立には、その加入世帯に一定の下限を設定することが考えられる。また、コミュニティ組織の維持の視点からも小規模な自治会の統合を促すような補助金等の算定方法を採用することも考えられる。
市民協働部	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(単位自治会分)	交付金の算定方法について	意見17	79	自治会への加入率が、近年、低下傾向にある。この傾向への対策として、自治会への加入率あるいは加入数の増加を促すため、補助金等の算定方法に同加入率あるいは加入数を反映させることが考えられる。
市民協働部	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(単位自治会分)	交付金申請時添付書類の確認について	意見18	79～80	提出資料の適正性を確保するため、所管課は、自治会に自治会会計収支決算書についての監事監査を実施し、また、監事監査報告書を付した同書を提出するように自治会に指導するべきである。
市民協働部	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(連合会分)	なし	—	—	—
市民協働部	市民活動支援課	越谷市集会施設整備事業補助金	小規模自治会の統合について	意見19	85	当補助金等の申請については、自治会の規模は問われないものの、コミュニティ組織の維持の視点からも規模の大小を問わず、一律に集会施設を整備することとなった場合には、当補助金等が過大となる恐れがあるため、自治会の統合を促すことが有用である。
市民協働部	市民活動支援課	越谷市地区まちづくり助成金	監事の監査報告日について	指摘3	90	地区コミュニティ推進協議会収支決算報告書に添付される監事監査報告書については、同決算書の会計期間の全期間にわたって監事監査が行われたことを明らかにするため、同報告書の日付は会計期間の終了日の翌日以後の日付とすべきである。
市民協働部	市民活動支援課	越谷市地区まちづくり助成金	備品購入支出の正当性について	指摘4	90～92	補助金等は当初予定していた事業に使用すべきであり、予算変更には変更承認が必要である。当該事業が新型コロナウイルス感染症拡大の影響等のやむを得ない事情により中止あるいは縮小され、その結果として余剰金が生じた場合には、変更承認を受けた後に予算変更するか、余剰金として返還すべきである。
市民協働部	市民活動支援課	越谷市地区まちづくり助成金	まちづくり事業以外の事業報告・決算書について	意見20	92～95	補助金等の交付対象の補助事業の事業報告・決算書を手入するにあたっては、その対象となった補助事業のすべての団体の事業報告・決算書を手入すべきである。

部	所管課名	補助金等名称	項目	指摘/意見	ページ	記載内容
市民協働部	市民活動支援課	越谷市地区まちづくり助成金	補助基準の超過について	意見21	95	「補助基準」によれば、補助金等が市単独補助で奨励的な事業費補助の場合、補助金等の金額は、補助対象経費に対して3/4以内が上限とされている。令和2年度越谷市コミュニティ推進協議会補助金の予算及び実績は、同基準を超過しているため、当補助金等の算定方法を再考すべきである。
市民協働部	くらし安心課	越谷市防犯協会補助金	補助金等の必要性について	意見22	100	当補助金等については、過去5年間継続してほぼ同額の補助金等を交付している。当補助金等の効果測定値（犯罪認知件数）は、同期間にわたって継続的減少していることから当補助金等については一定の効果があると考えられるものの、補助金等の既得権化を防止し、説明責任を果たすためには、補助金等の算定方法の見直しが必要である。
市民協働部	くらし安心課	越谷市防犯協会補助金	コスト構造について	意見23	101	当補助金等の補助事業の総事業費の3分の1が人件費となり固定化されていることは、事業目的の制約条件となる可能性がある。人件費の変動化を検討し、業務量を考慮した人件費を設定すべきである。
市民協働部	くらし安心課	越谷市防犯協会補助金	剰余金の返還について	意見24	101～102	当補助金等は前金払いで交付されているため、年度決算で剰余金が生じても越谷市に返還されることがない。その結果、事業費の効率化のインセンティブが失われる可能性がある。この弊害を防止するため、当補助金要綱を改正し、当補助金等の交付は概算払いとし、残額については各年度で事業実績報告書に基づき精算すべきである。
市民協働部	くらし安心課	越谷駅東口第一自転車駐輪場	無償貸付目的の明文化について	指摘5	104	長期間にわたる無償貸付については、当該事業のための無償貸付の目的、事業収支の試算、経済効果等を検討した資料を適切に整備・保存し、当該期間にわたって事後的にそれらの目的等を確認できるようにすべきである。
市民協働部	くらし安心課	越谷駅東口第一自転車駐輪場	覚書の保存について	指摘6	104	長期間にわたる無償貸付契約については、契約書あるいは覚書のみの保存ではなく、当該契約の根拠となる事業の試算等の根拠資料の保存が必要である。
市民協働部	市民課	越谷市霊柩自動車利用助成金	なし	—	—	—
市民協働部	危機管理課	越谷市自主防災組織育成費補助金	補助金の交付先について	意見25	110～111	当補助金等の交付にあたっては、越谷市地域防災計画やハザードマップ等から、災害の危険性や整備状況の進捗状況を考慮し、自主防災組織等の中で交付の優先順位を付与することを検討すべきである。

部	所管課名	補助金等名称	項目	指摘/意見	ページ	記載内容
市民協働部	危機管理課	越谷市自主防災組織育成費補助金	効果測定の数値について	意見26	111	当補助金等については、効果測定が行われていないが、整備基本方針を達成した組織数等を効果測定の数値に採用することにより、当補助事業の達成度を把握することができる。そのような数値を把握できるのであれば、当該数値を効果測定値として活用することを検討すべきである。
市民協働部	危機管理課	越谷市自主防災組織育成費補助金	整備状況の把握について	意見27	111	当補助金等の補助事業により購入される物品等については、長期間あるいは高額なものも存在する。また、備蓄品としての性格から複数年の保存を前提としている。したがって、所管課では、これらの物品が適切に保存されていることを定期的に確認することを確認すべきである。
福祉部	福祉推進課	社会福祉協議会助成金	交付目的の明文化について	指摘7	115～116	当助成金の交付の根拠は、条例、施行規則であるが、いずれも助成の手続きを定めるものであり、助成の目的は記載されていない。また、当助成金については、要綱等は制定されていない。当助成金の交付目的を明確化するため、条例、施行規則の改正あるいは要綱等の制定が必要である。
福祉部	福祉推進課	社会福祉協議会助成金	助成金の性格について	意見28	116～117	事前アンケートの回答では、当助成金の性格は事業費である旨の回答であったが、後述の「3）助成金の算定方法について」に記載のとおり、実質的には運営費補助と考えられるため、補助金等の評価では運営費補助として評価すべきである。
福祉部	福祉推進課	社会福祉協議会助成金	助成金の算定方法について	意見29	117～118	補助事業の助成対象額と予算額との差額は、過去5年間にわたり継続してマイナスである。補助事業者の継続性を考えた場合には、当該マイナスが継続することは問題であるため、当該マイナスの原因を調査し、その対応を検討すべきである。
福祉部	福祉推進課	民生・児童委員活動助成金	助成金の算定方法について	意見30	122～123	当助成金の算定については、補助事業者の民生委員・児童委員の定数に基づき算定される。しかしながら、補助事業者の費用のなかには、同委員の実数に比例する費用もあるため、当助成金の算定には同実数も考慮する必要がある。
福祉部	福祉推進課	民生・児童委員活動助成金	効果測定の数値について	意見31	123	当助成金の効果測定の数値は、民生委員・児童委員協議会の開催回数により行われている。効果測定には、民生委員・児童委員の活動により直接的に関連する数値を効果測定の数値として使用することが望ましい。
福祉部	障害福祉課	越谷市地域活動支援センター事業等補助金	事業仕入に係る消費税相当額報告書について	指摘8	126～127	当補助金要綱には、補助金に係る消費税仕入控除税額に係る規定を追加し、当該規定の実効性を確保するため、所管課は、当該補助事業者が課税事業者であるかどうかの確認を行うことが必要である。

部	所管課名	補助金等名称	項目	指摘/意見	ページ	記載内容
福祉部	地域包括ケア推進課	越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金	効果測定の数値について	意見32	130～131	所管課は、当補助金等の効果測定の数値は把握していない。交付事業の性格から直接的な指標となる数値を入手することができない場合であっても、間接的な数値が入手できる場合には、これらの数値を効果測定の数値とすべきである。
福祉部	地域包括ケア推進課	越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金	対象経費の確認について	指摘9	131～132	対象経費のうちで、対象外経費（資本的支出）となる可能性の費用（多額の修繕費等）がある場合には、所管課はその内容を確認すべきである。
福祉部	地域包括ケア推進課	越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金	事業実績報告書の添付資料について	指摘10	132～133	補助金の精算手続の際には、補助金の交付要綱に従い、必要な資料を入手して、精算手続を行うべきである。
福祉部	介護保険課	越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金	概算払いについて	意見33	136～138	越谷市補助金等の交付手続等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。
福祉部	介護保険課	越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金	補助金等の交付先の財務リスクの把握について	意見34	138	特別養護老人ホームの整備促進のように補助事業の効果が長期間にわたるものについては、補助事業者が長期間にわたり安定的に補助事業を行うことができる経営・財務の基盤を有していることを確認すべきである。
福祉部	介護保険課	越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金	財産処分制限期間の明確化について	意見35	138～140	特別養護老人ホームの整備促進のように補助事業の効果が長期間にわたるものについては、補助事業者が補助事業を中止した場合の対応として、同要綱に財産処分制限の規定を設けるべきである。
子ども家庭部	子ども育成課	1歳児担当保育士雇用費補助金	補助金の交付金額について	意見36	145	当補助金等の交付目的については、要綱には明確に記載されていない。当該目的が保育士加配費用の補填であるとともに、施設型給付費等減少収入の補填であることを要綱において明確にすべきである。
子ども家庭部	子ども育成課	1歳児担当保育士雇用費補助金	補助金の交付対象について	意見37	145～146	当補助金等の交付対象は、私立保育園等であり、地域型保育事業所等は対象外となっている。一方で、地域型保育事業所等も、1歳児全体の3割程度受け入れている現状がある。当補助金等の交付目的が費用の補填であるのであれば、後者も当補助金等の交付対象に含まれることが適切であると考えられる。

部	所管課名	補助金等名称	項目	指摘/意見	ページ	記載内容
子ども家庭部	子ども育成課	アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金	補助金の対象経費について	意見38	149～150	当補助金等は、アレルギー等対応特別給食を実施するために必要な調理員の加配費用の補填であるが、実際の対象経費は調理業務委託料全額となっている。当該金額のうちに、アレルギー等対応に関係のない費用が含まれていないことを確認すべきである。
子ども家庭部	子ども育成課	アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金	補助金の算定方法について	意見39	150	当補助金等の算定方法は、1施設あたり月額50,000円として算定され、対象者の人数が下限の2名を上回っていれば、その数と補助金等の金額とは比例しない。この算定方法は、越谷市が中核市となる以前に埼玉県で設定されていた方法を踏襲したもので、越谷市としては、補助金等の算定方法を検討していない。越谷市として、当補助金等の算定方法を検討すべきである。
子ども家庭部	子ども育成課	こしがや「プラス保育」幼稚園事業費補助金	補助金の基準金額について	意見40	154～156	当補助金等の補助事業者の対象者一人当たりの支出額（月額）は、12千円から91千円とばらつきがある。補助事業者間で預り保育に対して支出している経費及び対象経費に差異がないかどうかの確認が必要である。
子ども家庭部	子ども育成課	私立保育所等運営費補助金	要綱上での補助対象経費や使途の明確化について	指摘11	159～160	当補助金等については、平成30年度の包括外部監査で指摘を受けている。当該指摘事項（要綱上で補助対象経費や使途が明確に記載されていない。）は、当包括外部監査の実施時点でも解消されていなかった。当該指摘事項については、速やかな対応が必要である。
子ども家庭部	子ども育成課	特別支援保育事業費補助金	補助金の交付金額について	意見41	163～164	保育所等への補助金等の算定方法の基準には、追加的な保育士の人数、受入人数、施設当たりとがあるが、各補助金等の交付目的と算定方法とが合致している必要がある。所管課の補助金等には、埼玉県から承継したものと埼玉県に基準に準じたものがあるため、所管課では、これらの補助金等の算定方法が越谷市としての交付目的に合致しているかどうかの検証を行うべきである。
子ども家庭部	青少年課	ボーイスカウト助成金	補助事業の対象団体について	意見42	166～167	当補助金等の交付団体は、要綱第2条の規定により特定の2団体に限定しているが、当該限定についての根拠は、特にない。したがって、その他の団体も当補助金等の応募が可能となるように、要綱の改正を行うことを検討すべきである。
保健医療部	国民健康保険課	越谷市国民健康保険人間ドック検診料助成金	効果測定の数値について	意見43	171～172	当補助金等の効果を測定するため、補助事業の活動指標となる具体的な数値が把握できる場合には、当該数値を把握すべきである。
保健医療部	国民健康保険課	越谷市国民健康保険人間ドック検診料助成金	補助金の交付対象について	意見44	172	助成金の対象を、特定健康診査と検査項目に合わせたことにより、本来助成金を受けるべき方が受けられなかった例があった。特殊な事情により、検査項目要件を満たさない場合には、当該条件を考慮して、当助成金の交付対象に含めるべきである。

部	所管課名	補助金等名称	項目	指摘/意見	ページ	記載内容
保健医療部	国民健康保険課	越谷市国民健康保険 保養所宿泊助成	なし	—	—	—
保健医療部	国民健康保険課	越谷市後期高齢者医 療制度保養所宿泊助 成	なし	—	—	—
保健医療部	生活衛生課	越谷市飼い主のいな い猫の不妊・去勢手 術費補助金	効果測定の数値について	意見45	180	当補助金等の目的は、市内に生息する飼い主不明の猫の生息数の無秩序な拡大を防止することであるが、現時点での当該生息数は不明である。当補助金等の効果の検証のためには、コストを考慮したうえで、定期的の実態調査を行うことを検討すべきである。
保健医療部	生活衛生課	越谷市飼い主のいな い猫の不妊・去勢手 術費補助金	補助金額の妥当性について	意見46	180	現時点での市内に生息する飼い主不明の猫の生息数が不明であることから、当補助金等が生息数の無秩序な拡大を防止するために必要な不妊・去勢手術数をカバーするに足る予算額を下回っている可能性がある。複数年度にわたる予算の配分方法を検討すべきである。
環境経済部	環境政策課	越谷市住宅用太陽光 発電設備等設置金	補助対象設備の拡大について	意見47	184	当補助金等の目的は、「地球温暖化防止」及び「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」にあり、その目的達成のためには、平成30年度に交付対象設備に設置用リチウムイオン蓄電池を加えたような対象範囲のさらなる拡大が必要である。
環境経済部	リサイクルプラザ	越谷市資源回収奨励 補助金	資源回収団体による資 源回収量の減少について	意見48	189～190	近年、資源回収団体による資源回収量は減少傾向にある。当該傾向を改善するため、同団体に資源回収を促すための情報を伝えることを検討すべきである。
環境経済部	リサイクルプラザ	越谷市資源回収奨励 補助金	回収実績がなかった団体 について	意見49	190～191	資源回収実施団体の登録数と実際に回収実績があった団体数との乖離があり、この乖離が近年の資源回収団体による資源回収量の減少傾向の一因である可能性がある。当該傾向を改善するために、上記の乖離の原因を確認し、適切な対応を検討すべきである。
環境経済部	リサイクルプラザ	越谷市資源回収奨励 補助金	補助金の単価について	意見50	191	当補助金等の回収単価については、資源回収実施団体の活動状況を反映し、定期的な見直しを行って行く必要がある。そのためには、同団体から入手した決算書から、同団体の活動状況を把握し、当該見直しの参考とすることが望まれる。

部	所管課名	補助金等名称	項目	指摘/意見	ページ	記載内容
環境経済部	産業支援課	一般事業費補助金	概算払いについて	意見51	196～198	越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。
環境経済部	産業支援課	越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金	補助金の金額について	意見52	200～201	事業収支計算の収入の部には、市補助金と商工会議所の補助金だけが収入として計上されており、『「ふらっと」がもう』の自己収入（利用券の販売）は、収入には計上されていない。補助事業の収支計算書を作成する場合には、当該事業の資金収支を明らかにするという目的もあるため、利用券の販売及び回収を収入及び支出に計上する方法を適用した方が適切である。
環境経済部	産業支援課	越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金	サポートスタッフの実稼働人数と利用券の使用状況について	意見53	201～202	当補助金等の補助事業におけるサポートスタッフの実稼働人数が少ないこと及び利用券の使用店舗が実質的に限定されていることは、公平性の観点からは問題がある。補助事業の継続性には、サポートスタッフの実稼働人数の増加と利用券の使用店舗の拡大が必要である。
環境経済部	産業支援課	公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金	事業仕入に係る消費税相当額報告書について	指摘12	205～206	当補助金等の要綱には、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出についての規定がないが、補助事業者が課税事業者である可能性がある以上、同要綱には上記の規定を設ける必要がある。
環境経済部	産業支援課	公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金	対象経費について	指摘13	206～207	当補助金等の要綱には、具体的な経費の名称等が記載されていない。一方、所管課では実際の経費の具体的な内容は把握している。補助金等の算定や使途の明確化の観点から、要綱には、具体的な経費の名称等を記載すべきである。
環境経済部	産業支援課	公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金	効果測定の数値について	意見54	207～208	過去5年間の推移を考慮すると、当補助金等の金額が一定であるのに対し、当補助金等の効果測定の数値である会員数は減少傾向にある。所管課の性格から、当補助金等には一定の経済効果が要求されるため、当該効果が得られない場合には、補助金等の削減及び補助事業の縮小あるいは所管課の変更を検討すべきである。
環境経済部	産業支援課	住宅・店舗改修促進補助金	補助金等の事務手続きについて	意見55	210～211	当補助金等の交付件数、事務手続きを考慮し、申請者と所管課の双方の事務手続きの合理化を図る観点から、工事完了後の確認のみでも適切な補助金等の事務手続きの適正化を図ることができるように、事務手続きの変更を検討すべきである。
環境経済部	産業支援課	住宅・店舗改修促進補助金	財産処分の制限の実効性確保について	意見56	211	当補助金等の要綱には、財産処分の制限についての規定が設けられているが、その実効性の確保のための手続は現実的には行われていない。当補助金等の趣旨を考慮したうえで、店舗については、事後的な報告を条件とする等の手段を講ずることを検討すべきである。

部	所管課名	補助金等名称	項目	指摘/意見	ページ	記載内容
環境経済部	産業支援課	商店街活性化推進事業費補助金	補助金等の効果	意見57	215～216	当補助金等の交付対象である商店会からの要望に応じた補助金等を交付しているため、予算上の制約により各商店会の補助事業に交付される補助金が少額なものとなっている。当該制約下で、当補助金等の効果を高めるためには、所管課で事業評価に基づく補助金等の算定を行うことを検討すべきである。
環境経済部	産業支援課	中小企業経営支援事業費補助金	相談所事業の件費の確認について	指摘14	219～220	当補助金等の補助事業の対象経費の80%は相談所事業に従事する経営指導員等（商工会議所職員）の件費であるが、所管課では、当該指導員の新規指導件数の実績は確認しているが、継続的な指導も含めた実績の確認までは行われていない。所管課は、当補助金等の算定方法の検証のため、上記の確認を行うことを検討すべきである。
環境経済部	観光課	一般社団法人越谷市観光協会補助金	事業仕入に係る消費税相当額報告書について	指摘15	225～226	当補助金等の要綱には、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出についての規定がないが、補助事業者が課税事業者である可能性がある以上、同要綱には上記の規定を設ける必要がある。
環境経済部	観光課	一般社団法人越谷市観光協会補助金	効果測定の数値について	意見58	227	当補助金等の効果測定の数値は、越谷市の観光入込客数を採用している。対外的な数値としては問題はないものの、内部的な評価で同数値を採用すると、所管課の補助事業の評価が適切に行われない可能性があるため、内部的な評価には、同数値からイオンモールの数値を除いた数値を効果測定の数値として採用すべきである。
環境経済部	観光課	一般社団法人越谷市観光協会補助金	無償の役務提供について	意見59	227～228	補助事業者に対して越谷市所有の土地を無償で貸与している。当該貸与の目的、手続には、特に問題となる点はないものの、当該貸付は、無償の役務提供であるため、補助金等の評価にあたっては、予算計上されている補助金等の金額に当該無償貸付の経済的な価値を含めるべきである。
環境経済部	農業振興課	越谷市特別認定農業者補助金	概算払いについて	意見60	231～232	越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等の交付時期は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付時期は、補助事業等が完了した後に交付することを原則とすべきである。
環境経済部	農業振興課	越谷市特別認定農業者補助金	継続的な評価について	意見61	232～233	所管課は、当補助金等の補助事業者である認定農業者から、申請の際の添付資料である補助事業の効果（「耕作面積の拡大に関する計画」）についての報告は行われていない。当補助金等の目的（優良農地の保全及び農業経営の効率化）を考慮し、所管課は上記計画の進捗状況について報告を受ける必要がある。
環境経済部	農業振興課	株式会社埼玉県東部流通センター	株式会社埼玉県東部流通センターの支援の継続について	意見62	238	越谷市は、農業振興の目的で、市所有の土地を株式会社埼玉県東部流通センターに対して貸与している。同センターの財務状況を考慮して、過去10年間にわたり、当該貸付に係る土地賃借料は減免されている。当該減免により、機会損失が発生しているため、同センターへの支援については、上記の機会損失を考慮したうえで検討すべきである。

部	所管課名	補助金等名称	項目	指摘/意見	ページ	記載内容
都市整備部	建築住宅課	越谷市既存建築物耐震改修補助金	効果測定の数値について	意見63	241～242	当補助金等の効果測定の数値を耐震改修事件数としているが、住宅の耐震化率の上昇とともに当該件数は頭打ちの傾向にある。効果測定を適切に行うため、当補助金等の上位計画である「越谷市建築物耐震改修促進計画」の達成度を効果測定の数値とすることを検討すべきである。
都市整備部	建築住宅課	越谷市既存建築物耐震改修補助金	耐震化率の向上について	意見64	242	当補助金等の効果測定の数値を耐震改修事件数としているが、住宅の耐震化率の上昇とともに当該件数は頭打ちの傾向にある。建築後40年以上経過した住宅についての耐震化工事の費用は多額となることから、これらの住宅については、改修工事のみではなく、建替工事や解体工事に対する補助金等の交付の可能性についても検討すべきである。
消防局	予防課	越谷市幼少年婦人防火委員会補助金	前金払について	意見65	245	越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。
消防局	予防課	越谷市幼少年婦人防火委員会補助金	効果測定の数値について	意見66	246	当補助金等の効果を測定するため、補助事業の活動指標となる具体的な数値が把握できる場合には、当該数値（クラブ数及びクラブ員数）を把握すべきである。当補助金等の金額は、過去5年間にわたりほぼ同額であるが、当該数値が減少傾向にあるのであれば、対策を講じることを検討すべきである。また、そのうえで同傾向が改善されないのであれば、補助事業の継続の必要性を検討すべきである。
教育総務部	教育総務課	越谷市私立幼稚園振興補助金	見積書の添付について	意見67	251	当補助金等の申請書に添付される見積書は1事業者のみで足り、複数の見積書は要求されていない。当補助金等の用途の適切化のため、越谷市の物品調達基準に準じて、一定の金額を超える物品を購入する場合には、事業者に対して複数の見積書を入手することを要求し、上記の申請書に添付される見積書も複数とすることを検討すべきである。
教育総務部	教育総務課	越谷市私立幼稚園振興補助金	実査について	意見68	252	当補助金等の補助事業者に対しては、所管課の訪問による現物確認の通知を行っているが、現時点では、当該確認は行われていない。当補助金等の用途の適切性を確認するため、サンプル的に現物確認を行うことを検討すべきである。
教育総務部	生涯学習課	文化連盟助成金	視察研修費の補助対象額への参入について	意見69	256～258	当補助金等の算定資料（補助額算出表）に事業費対象外部分が含まれていた。所管課は、補助事業者に対して、上記資料の作成の際には、事業費対象部分と事業費対象外部分とを区分するよう指導するとともに、当該区分が適切に行われているかどうかの確認を行うことを検討すべきである。
教育総務部	スポーツ振興課	越谷市レクリエーション協会補助金	競技団体等への助成について	指摘16	262～263	当補助金等の算定は、団体ごとの一定金額と会員数に比例した金額との双方を基準としているが、その他に越谷市主催事業への寄与度及び加盟年数等の要素も考慮されている。当該要素の基準に不明な点があり、また、同じ性格の体育協会への補助金等の算定方法との差異を設ける必要性も不明である。スポーツ振興課は、公平性の観点より、補助金等の算定方法の明確化を検討すべきである。

部	所管課名	補助金等名称	項目	指摘/意見	ページ	記載内容
教育総務部	スポーツ振興課	越谷市レクリエーション協会補助金	越谷市ゲートボール協会について	指摘17	263	越谷市ゲートボール協会は、越谷市レクリエーション協会に属してはならず、当補助金等の独立した補助事業者として、当補助金等を受領している。公平性の観点からは、越谷市ゲートボール協会に対する取扱いが問題であり、スポーツ振興課は、他の競技団体と同様に扱うように検討すべきである。
教育総務部	スポーツ振興課	越谷市体育協会補助金	競技団体等への助成について	指摘18	267～268	当補助金等の補助事業者は、競技団体である加盟団体と競技団体以外の加盟団体とから構成されている。当補助金等の算定方法が前者（団体ごとの定額と会員数に比例した金額との合計額）と後者（越谷市体育協会の理事会の裁量）で異なっている。公平性の観点からは、当補助金等の算定方法が異なることは問題であり、スポーツ振興課は、同一の基準を採用すべきである。
教育総務部	スポーツ振興課	越谷市体育協会補助金	越谷市中学校体育連盟及び越谷市小学校体育連盟への助成について	意見70	268	越谷市中学校体育連盟及び越谷市小学校体育連盟は、当補助金等の補助事業者として、当補助金等を受領している。一方で、両者は、それぞれ、越谷市より越谷市中学校体育連盟補助金、越谷市小学校体育連盟補助金を受領している。当補助金等の交付手続として、越谷市体育協会を経由した両者への補助金等の交付の合理性はないため、交付手続の明確化の観点からは、上記の手続については整理することを検討すべきである。
学校教育部	学務課	越谷市学校保健会交付金	効果測定の数値について	意見71	271	当補助金等の効果を測定するため、補助事業の活動指標となる具体的な数値が把握できる場合には、当該数値（実施した講演会等の参加人数等）を把握すべきである。
学校教育部	指導課	越谷市中学校体育連盟補助金	越谷市中学校体育連盟の収支について	指摘19	274～275	当補助金等の補助事業者である越谷市中学校体育連盟の収支は例年繰越金0である。補助事業の活動結果として、繰越金が生じていないのであれば問題はないが、例年、その傾向にあることは不自然である。所管課は、補助事業者に対して、収入金額に一致した支出を行う必要性はなく、補助事業の活動結果として生じた繰越金については、翌年に繰り越せるように指導すべきであり、また、その調整に使用されていると考えられる経費については、その内容を検証すべきである。
学校教育部	指導課	越谷市中学校体育連盟補助金	効果測定の数値について	意見72	275	当補助金等の効果測定数値については、事前アンケートに記載されている中学校の新体力テストの結果の他に、補助事業の活動の直接的な指標としての体育大会の開催数及び研究・講習会の開催数も考えられる。これらの数値も当補助金等の効果測定の数値として採用すべきである。
学校教育部	指導課	越谷市部活動等競技会派遣助成金	効果測定の数値について	意見73	278	当補助金等の効果測定の数値は、関東大会・全国大会の出場校数であるが、当該校数のみでは、児童生徒の派遣数は不明である。したがって、当補助金等の効果測定の数値は、児童生徒数が減少傾向にあることから、単純な派遣数ではなく、児童生徒の派遣割合（派遣者数÷児童生徒数）とすることを検討すべきである。
学校教育部	教育センター	教育研究員助成金	なし	—		